

## 別表六の二（二十九）の記載の仕方

1 この明細書は、連結法人が措置法第 68 条の 15 の 7 第 4 項から第 6 項まで（事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 「同上のうち産業競争力の強化に著しく資する情報技術事業適応の用に供するものに係る額 4」は、認定連結親法人（措置法第 68 条の 15 の 7 第 1 項に規定する認定連結親法人をいいます。以下同じです。）又はその認定連結子法人（同項に規定する認定連結子法人をいいます。以下同じです。）が同項に規定する情報技術事業適応（以下「情報技術事業適応」といいます。）のうち措置法令第 39 条の 47 の 2 第 2 項（事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）の規定により同項に規定する主務大臣の確認を受けたものの用に供した情報技術事業適応設備（措置法第 68 条の 15 の 7 第 4 項に規定する情報技術事業適応設備をいいます。）に係る額の合計額を記載します。

3 「同上のうち産業競争力の強化に著しく資する情

報技術事業適応を実施するために利用するソフトウェアのその利用に係る費用の額 13」は、認定連結親法人又はその認定連結子法人が情報技術事業適応のうち措置法令第 39 条の 47 の 2 第 2 項の規定により同項に規定する主務大臣の確認を受けたものを実施するために利用するソフトウェアのその利用に係る費用（繰延資産となるものに限りません。）に係る額の合計額を記載します。

4 「同上のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資するものに係る額 23」は、連結親法人又はその連結子法人で、措置法第 68 条の 15 の 7 第 3 項に規定する認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応事業者であるものがその事業の用に供した次に掲げる減価償却資産に係る額の合計額を記載します。

(1) 措置法第 68 条の 15 の 7 第 3 項に規定する生産工程効率化等設備のうち措置法令第 27 条の 12 の 7 第 3 項（事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）の規定により経済産業大臣が定める基準に適合するもの

(2) 措置法第 68 条の 15 の 7 第 3 項に規定する需要開拓商品生産設備